防衛大学校の表彰等に関する達を次のように定める。

昭和61年10月14日

防衛大学校長 土 田 國 保

防衛大学校の表彰等に関する達

改正

平成12年4月 1日防衛大学校達第4号 平成17年3月31日防衛大学校達第5号 平成19年3月31日防衛大学校達第7号 平成21年3月31日防衛大学校達第6号 令和 2年4月10日防衛大学校達第7号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、防衛大学校(以下「大学校」という。)において、表彰等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第49号。以下第5条において「訓令」という。) を実施するため必要な事項を定めるものとする。

第2章 表彰

(業務の遂行に当たり功績があった者)

第2条 職務の遂行に当たり、困難な業務の完遂、業務処理の改善又は合理化等に功績があり、他の模範となると認められる者に対して、功績の程度によりそれぞれ賞詞を授与する。

(車両操縦手として功績があった者)

- **第3条** 車両操縦手が、無事故で車両を操縦した場合は、その走行距離によりそれぞれ賞詞を授与する。
- 2 無事故走行距離の算定基準及び無事故の認定基準については、「車両無事故表彰 等の取扱いについて」(防人1第 541号。39. 10. 15)の定めるところによる。

(隊員自主募集に成果を上げた者)

- **第4条** 隊員自主募集に成果を上げた者に、その成果に応じてそれぞれ賞詞を授与する。
- 2 隊員自主募集の成果の基準については、防衛大学校長が別に定めるところによる。

(職務の遂行に当たり功績があった組織)

- 第5条 職務の遂行に当たり、困難な業務の完遂、業務処理の改善又は合理化等に功績があった組織に対して、功績の程度によりそれぞれ賞状を授与する。
- 2 組織の単位は、組織関係令達に定める部、機構、館、課、室、研究部門、学群、 教育室、学科、センター、班、係及び大隊とする。

(隊員自主募集に成果を上げた組織)

- 第6条 隊員自主募集に成果を上げた組織に対して、功績の程度によりそれぞれ賞状 を授与する。
- 2 組織の単位は、組織関係令達に定める部、機構、館、課、室、研究部門、学群、 教育室、学科、センター、班、係及び大隊とする。

(精勤章)

第7条 精勤章の授与については、訓令第18条及び第19条の規定の定めるところによる。

(表彰の上申)

- 第8条 部長(教務部長にあっては学群を含む。)、先端学術推進機構長及び総合情報図書館長(以下「部長等」という。)は、第2条から第6条までの規定に定める表彰に該当する事実を認めた場合には、別紙様式第1及び別紙様式第2により学校長に上申するものとする。
- 2 前項の上申期限は、毎年9月末日とする。ただし、表彰に該当する事実があり、 速やかに表彰することが適当であると認めた場合は、その都度上申するものとする。

(精勤章の上申)

- 第9条 部長(教務部長にあっては学群を含む。)、先端学術推進機構長及び総合情報図書館長(以下「部長等」という。)は、士長等及び曹長等別にそれぞれ第19条第1項又は第2項の規定に基づく有資格者のうちから選考し、別紙様式第3により学校長に上申するものとする。
- 2 前項の上申期限は、授与日の1月前とする。

第3章 感謝状

(感謝状の贈与)

第10条 感謝状は、大学校の教育訓練等に協力し又は援助して、その功労が著しいと 認められる隊員以外の者又は団体に対して贈与する。

(感謝状の上申)

- 第11条 部長等は、感謝状を贈与すべき功労に該当する事実を認めた場合には、別紙 様式第4及び別紙様式第5により学校長に上申するものとする。
- 2 前項の上申期限は、第8条第2項の規定を準用する。

第4章 雜則

(表彰等の実施)

第12条 表彰等は、原則として11月1日(第6条第2項ただし書の規定に該当する場合を除く。)に行う。なお、当日が休養日の場合は翌勤務日に行う。

(委任規定)

第13条 この達に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、その都度定める。

附則

- 1 この達は、昭和61年10月14日から施行する。
- 2 この達の施行前の基準走行距離は、この達に基づいて走行したものとみなす。

附 則(平成12年4月1日防衛大学校達第4号)(抄)

1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日防衛大学校達第5号)

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日防衛大学校達第7号)

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日防衛大学校達第6号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月10日防衛大学校達第7号)

この達は、令和2年4月10日から施行する。

別紙様式第1(第8条関係)

表彰候補者推薦調書

推薦			所属・職名	階級・級	ふりがな	所 属	防衛省 採 用
序列	級	功績概要	別馬・戦石	P自水火 * 水火	氏 名	年月日	年月日
功績の大要						表彰歴	

注:参考資料を添付すること。

別紙様式第2 (第8条関係)

組織に対する表彰推薦調書

	推薦	功績の大要並びに部内外に与えた	備考	
序列	賞状区分	影響		

注:参考資料を添付すること。

別紙様式第3 (第9条関係)

精勤章序列名簿 (年月日)

推薦 序列	所属	階級	氏	名	現有 本数	授与年月日	備考

別紙様式第4 (第11条関係)

感謝状贈与候補者推薦調書

推薦序列	ふりがな氏 名生年月日(年齢)	役職・職業等	対象項目	功労の大要並びに部 内外に与えた影響	現住所	備考

注:参考資料を添付すること。

別紙様式第5 (第11条関係)

感謝状贈与候補者 (団体) 推薦調書

推薦序列	ふりがな 団体名 代表者の役職氏名	規模・事業内容	対象項目	功労の大要並びに部 内外に与えた影響	所在地	備考

注:参考資料を添付すること。